

【公報種別】特許法第17条の2の規定による補正の掲載

【部門区分】第3部門第5区分

【発行日】平成23年7月7日(2011.7.7)

【公開番号】特開2009-287149(P2009-287149A)

【公開日】平成21年12月10日(2009.12.10)

【年通号数】公開・登録公報2009-049

【出願番号】特願2008-143347(P2008-143347)

【国際特許分類】

D 21 H 13/10 (2006.01)

A 47 L 13/16 (2006.01)

D 21 H 11/12 (2006.01)

【F I】

D 21 H 13/10

A 47 L 13/16 C

D 21 H 11/12

【手続補正書】

【提出日】平成23年5月20日(2011.5.20)

【手続補正1】

【補正対象書類名】特許請求の範囲

【補正対象項目名】全文

【補正方法】変更

【補正の内容】

【特許請求の範囲】

【請求項1】

コットン繊維と極細繊維とパルプとが含まれる化纖混抄紙であって、

前記コットン繊維の繊維長が5mm以上、15mm以下であり、湿式抄紙により製造されたことを特徴とする化纖混抄紙。

【請求項2】

前記コットン繊維の配合率は、5質量%以上、45質量%以下であることを特徴とする請求項1に記載の化纖混抄紙。

【請求項3】

前記極細繊維の配合率は、10質量%以上、60質量%以下であることを特徴とする請求項1又は2に記載の化纖混抄紙。

【請求項4】

前記パルプの配合率は、5質量%以上、50質量%以下であることを特徴とする請求項1~3の何れか一項に記載の化纖混抄紙。

【請求項5】

前記化纖混抄紙には、3~20質量%のバインダー繊維が含まれることを特徴とする請求項1~4の何れか一項に記載の化纖混抄紙。

【請求項6】

前記極細繊維の纖度が、0.05~1.0d texであることを特徴とする請求項1~5の何れか一項に記載の化纖混抄紙。

【請求項7】

前記化纖混抄紙の厚みが、30~400μmであることを特徴とする請求項1~6の何れか一項に記載の化纖混抄紙。

【請求項8】

請求項1~7の何れかに記載の化纖混抄紙が、所定の繊維層の片面又は両面に設けられたことを特徴とする紙製ワイパー。

【請求項 9】

請求項 1 ~ 7 の何れかに記載の化纖混抄紙が、1層又は複数層積層されたことを特徴とする紙製ワイパー。

【請求項 10】

前記紙製ワイパーの米坪は、 $40 \text{ g} / \text{m}^2$ 以上、 $140 \text{ g} / \text{m}^2$ 以下であることを特徴とする請求項8又は9に記載の紙製ワイパー。

【手続補正 2】

【補正対象書類名】明細書

【補正対象項目名】0005

【補正方法】変更

【補正の内容】

【0005】

以上の課題を解決するため、請求項 1 に記載の発明は、

コットン繊維と極細繊維とパルプとが含まれる化纖混抄紙であって、

前記コットン繊維の繊維長が 5 mm 以上、 15 mm 以下であり、湿式抄紙により製造されたことを特徴とする。

【手続補正 3】

【補正対象書類名】明細書

【補正対象項目名】0008

【補正方法】変更

【補正の内容】

【0008】

請求項 4 に記載の発明は、請求項 1 ~ 3 の何れか一項に記載の化纖混抄紙において、

前記パルプの配合率は、5質量%以上、50質量%以下であることを特徴とする。

請求項 5 に記載の発明は、請求項 1 ~ 4 の何れか一項に記載の化纖混抄紙において、

前記化纖混抄紙には、3 ~ 20 質量%のバインダー繊維が含まれることを特徴とする。

請求項 6 に記載の発明は、請求項 1 ~ 5 の何れか一項に記載の化纖混抄紙において、

前記極細繊維の纖度が、0.05 ~ 1.0 dtex であることを特徴とする。

請求項 7 に記載の発明は、請求項 1 ~ 6 の何れか一項に記載の化纖混抄紙において、

前記化纖混抄紙の厚みが、30 ~ 400 μm であることを特徴とする。

【手続補正 4】

【補正対象書類名】明細書

【補正対象項目名】0009

【補正方法】変更

【補正の内容】

【0009】

請求項8に記載の発明は、紙製ワイパーであって、

請求項 1 ~ 7 の何れかに記載の化纖混抄紙が、所定の繊維層の片面又は両面に設けられたことを特徴とする。

【手続補正 5】

【補正対象書類名】明細書

【補正対象項目名】0010

【補正方法】変更

【補正の内容】

【0010】

請求項9に記載の発明は、紙製ワイパーであって、

請求項 1 ~ 7 の何れかに記載の化纖混抄紙が、1層又は複数層積層されたことを特徴とする。

【手続補正 6】

【補正対象書類名】明細書

【補正対象項目名】 0 0 1 1

【補正方法】 変更

【補正の内容】

【0 0 1 1】

請求項1 0に記載の発明は、請求項8 又は 9に記載の紙製ワイパーにおいて、
前記紙製ワイパーの米坪は、 40 g / m^2 以上、 140 g / m^2 以下であることを特徴
とする。